

平成30年9月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 30年－ 18 (30. 7. 27)	総 務	すべての国民が個人として尊重される社会の実現を働きかける意見書の提出について	(個人)	
総 30年－ 20 (30. 8. 10)	総 務	鳥取県事務処理権限規則における「代決」の適切な運用について	(個人)	
総 30年－ 24 (30. 9. 18)	総 務	日本国憲法の改憲に係る慎重な議論を求める意見書の提出について	(個人)	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 30年ー 19 (30. 8. 9)	生活環境	打吹公園動物舎のカイウサギの怪我と飼育方法について	(個人)	
福 30年ー 21 (30. 9. 11)	福祉保健	精神障がい者の交通運賃割引制度について他の障がい者と同様な適用を求めることについて	鳥取県精神障害者家族会連合会	
福 30年ー 22 (30. 9. 18)	生活環境	消費者行政の拡充を求める意見書の提出等について	(個人)	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 30年ー 16 (30. 7. 10)	県土整備	西日本豪雨災害に係る対応及び意見書の提出について	(個人)	
地 30年ー 17 (30. 7. 10)	警 察	スマートフォンを使用した運転行為の根絶について	(個人)	
地 30年ー 23 (30. 9. 18)	危機管理	島根原発3号機に係る原子力規制委員会における審査申請について	(個人)	
地 30年ー 25 (30. 9. 18)	地域振興	沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう日本政府に求める意見書の提出について	沖縄と連帯するのとっりの会	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年ー 18 (30. 7.27)	総 務	すべての国民が個人として尊重される社会の実現を働きかける意見書の提出について ▶陳情理由 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(日本国憲法第13条) 「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(日本国憲法第14条) これは、我が国の最高規範たる日本国憲法の一節である。すなわち、個人の尊重と幸福追求権、法の下での平等について規定されたもので、日本国憲法第3章のうち、国民に保障される各種権利及び義務に関するカタログ的規定群(いわゆる人権カタログ)の基礎・中核をなすべき規定であるとされている。基本的人権は、普遍性・不可侵性・固有性を持ち、簡単にいえば、人が人である限り、誰もが皆平等に有していて、誰によっても侵すことができない永久の権利である。 そして、いわゆる自己決定権も、日本国憲法第13条から導出される。これは、すなわち、自分の生き方、ライフスタイルについて、他者からの介入を受けずに自由に決定する権利をいう。人が社会で生きていくためには、もちろん一定の義務の負担を伴うものの、一方、個人が大切にされ、幸福の上に生活するためには、自分のことは自分で自由に決めることが、可能な限り保障されなければならない。自己決定の具体例としては、どのような服装・髪型をするか、どこに住み、何をして働くか(日本国憲法第22条)、結婚や子どもの有無、自分の受ける医療をどうするか、などであるとされる。 ところで、最近、ニュースで目にしたものとして、雑誌の記事に、こんな言説があったという。要旨を記載すると、	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		「朝日新聞や毎日新聞といったリベラルなメディアは『LGBT』の権利を認め、彼らを支援する動きを報道することが好きなようだが、違和感を覚える。」 「LGBTだからと言って、実際そんなに差別されているものでしょうか。」 「子育て支援や子どもができないカップルへの不妊治療に税金を使うというのであれば、少子化対策のためにお金を使うという大義名分があります。しかし、LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか。彼ら彼女らは子どもを作らない、つまり「生産性」がないのです。」 『常識』や『普通であること』を見失っていく社会は『秩序』がなくなり、いずれ崩壊していく。」 というものである。なお、この発言は、全国の人を震撼させるものとして、アメリカやイギリスのテレビ番組、中東のアルジャジーラでも紹介された。 常識とは何であるか。あまりに驚く発言の数々で、開いた口がふさがらなくなってしまった。まず、差別の有無については、今も一般のテレビ等で当事者を侮蔑する発言がなされていることから明らかである。また、当事者の自殺企図率は、一般の数倍高いとされているようである。 いずれにせよ、これらは、今の「多様性を尊重しよう」という時代の趨勢に反するものである。もっとも、氏がどのような考えを持つかは、日本国憲法も保障する思想良心の自由はあろう。しかし、「生産性」、これを一般の私人ではない政治家が言ったらどうなるだろうか。 なお、自由民主党の小野田紀美参議院議員は、「どんな生き方をしようと、どんな考え方をしようと、それが犯罪でなければ個人の自由」とし、自由民主党の稲田朋美衆議院議員は、「私は多様性を認め、寛容な社会をつくることが保守の役割だと信じる」とし、公明党の山口那津男代表は、「産まないことを非難がましく言うという言動はいかがなものか。国民の、社会		

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		の批判にさらされることをきちんと自覚した上で、責任ある言動をすべきだ。多様な生き方を認める、こういう寛容な社会をつくっていくことが我々の方針だ」とし、立憲民主党は、「子どもを産むか否かで差別することは、憲法が尊重する基本的人権、自己決定権を否定する思想であり看過できない」としている。 そもそも、福祉施策というのは、「生産性」などというキーワードをもって個人に対する配分が決定されるべきものではない。人間が皆、人が人らしく生きていくために、社会の一般秩序に任せておいてはそれが達成できない場合、公的セクターである行政が、その是正を行っていく。それが本来の行政に課せられた役割であるところ、子どもを産むか否かで彼ら彼女らを差別することは、憲法が尊重する基本的人権、自己決定権を否定するものであり看過できない。 世の中には、結婚したくとも、いわゆるワーキングプア、お金がないからできない人もいるはずであり、巡り合わせの場所がないからできない人もいる。また、病気など理由があって、結婚していても子どもを作れない人、経済的事情で子どもを作らない人、障がいのある人もいる。そういう人々に対し、「生産性がないです」などといって、福祉施策を止めてしまったらどうなるだろうか。 子どもを作らない、働けないことを、つまり「生産性」がないこととし、支援のための税金投入に反対することは、「国の役に立たない者に生きる価値はない」と言っているようなもので、優生思想に通じるものである。 むしろ、行政には、これらの人々への支援や、若者がどうして結婚できないのか、その背景にある若者の経済的貧困などの理由を真剣に考えて対策を講じてほしいと願う。 政権与党である自由民主党は、LGBTなど性的少数者への理解増進に取り組む立場のようであり、6月13日に一般社団法人LGBT理解増進会の主催で開かれたシンポジウムでは、		

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		自由民主党の「性的指向・性自認に関する特命委員会」のメンバーらが登壇し、約150人の参加者を前にLGBTへの理解を促進する法律の必要性などを訴えたそうである。このシンポジウムで稲田朋美衆議院議員は「LGBTの問題は人権や尊厳の問題で、保守もリベラルも関係ない」としており、そのとおりだと思う。個人が大切にされる社会を作っていけないといけないと思うし、憲法価値である個人の尊厳や基本的人権の尊重が、具現化される社会になることを願っている。 ▶陳情事項 次に掲げる趣旨についての意見書を鳥取県議会から国に対して提出すること。 (1) すべての国民は、法の下に平等であって、個人として尊重されることが必要であり、幸福追求権を有している。他方、それを阻む要素として、障がい者、性的少数者などに対する差別も現に存在する。結婚し子どもを生みたいと思う人にはそのサポートが適切になされるべきであり、また、自己の決定に基づき結婚しない自由もあり、それは、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とすること。 (2) 自由民主党は、個人の尊厳や基本的人権の尊重を重要な憲法的価値と考え、「性的指向・性自認に関する特命委員会」においても、LGBTへの理解を促進する法律の制定が必要とされていることから、それを積極的に推進する必要があること。 (3) 障がい、国籍などに係る現存する様々な差別について、その当事者が直面している生きづらさに寄り添い、その困難を解決するために、行政が力を尽くして、国民皆が幸福の上に生きられる社会を作ることが、政治の重要な役割であること。		

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 20 (30. 8.10)	総 務	鳥取県事務処理権限規則における「代決」の適切な運用について ▶陳情理由 この度、鳥取県が平成30年 7 月31日付けで施行した公文書について、その正当決裁権者は知事になっているが、実際には主務部長による代決が行われたという事案が発生した。代決とは、鳥取県事務処理権限規則（平成 8 年鳥取県規則第32号。以下、単に「規則」という。）において、「正当決裁権者が不在の場合に、当該者に代わって正当決裁権者の名において決裁することをいう」とされている。なお、知事が不在の場合の第 1 順位代決者は副知事、その第 2 順位代決者は主務部長とされており、この日の副知事は海外出張中であった。 もちろん、代決は、正当決裁権者が出張や病欠などのため不在で、かつ、決裁を急ぐ必要がある場合、決裁を迅速に進める意味で意義があるし、規則上も正当な手続であり、正当決裁権者が本当に出張や病欠で不在ならば、陳情者もこれを否定するものではない（もっとも、代決を行った場合、正当決裁権者の不在という事由がなくなったときに速やかに正当決裁権者の了承を得る、いわゆる後関に供することが必要となるだろう。）。 一方、正当決裁権者が決裁をするのが原則であり、各種条例等で、その事案の重要性（県民の権利義務に影響を及ぼす度合いや事案の難易度の観点から）に応じて、正当決裁権者があらかじめ定められていることから、代決の運用は、極めて抑制的に、例外的でなければならず、正当決裁権者が庁内に所在して決裁できるのに、代決を用いるべきでないことは、言及すべくもない。 本件の公文書については、担当所属は、7 月31日の午前 9 時 45分から10分程度、正当決裁権者たる知事と面談し、紙に印刷された電子決裁起案文書の写しを持って、知事の事実上の了承を得たとしている。その一方、担当所属の説明では、「起案文書については、本日、知事への説明を終え、知事の了解を得ました	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		が、知事は決裁ができかねるため、部長が代決を行いました」としている。 しかし、これらの文脈からは、次のような指摘ができるはずである。 (1) 知事と担当所属との面談によって、知事による事実上の決裁・了承がなされたのであれば、電子決裁上も知事が決裁したとすべきであり、部長が代決するのは不適切であること。 (2) 本件の起案文書については、実は今年6月初旬の時点で、起案すべきことが分かっていたのであるから、速やかな起案によって、代決をせずとも早く知事決裁まで上げて、知事本人に見ていただく環境を作ることが、担当所属には必要だったこと。 また、鳥取県ウェブサイトで公表されている知事日誌によると、この日の知事は午前9時50分から内部協議の後、10時30分から来客対応があったとされているが、知事は担当所属との面談時間中に、パソコンで電子決裁を行うことはできたはずである。担当所属による代決の濫用というべき事態は、規則の形骸化を招くものであり、看過することはできない。 なお、このことについて、規則を所管する鳥取県総務部行財政改革局人事企画課に「県民の声」として質問したところ、次のような回答があった。 「鳥取県事務処理権限規則において、知事及び副知事がともに不在のとき、主務部長が代決できることとしており、『不在』とは、出張、疾病その他の事由により正当決裁権者が決裁することができない状態です。」 「知事が他の公務等との兼ね合いで、電子決裁システムを用いて電子決裁をする時間的余裕がないような状態も『不在』に当たることから、御指摘のあったことは、代決の乱用ではないと考えます。」 しかし、その他の事由とは、例示列举されている出張や疾病と		

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		同列に扱われるべき妥当性があるものでなければならず、かつ、緊急に施行すべき事由もなければならない。当日の知事には午前9時50分から40分間の時間があつたことを考えても、本件の起案については、正当決裁権者が直接決裁すべきものであつたと思われるし、時間がかかつてでも、代決によらないで、きちんと決裁を終えたものを施行すべきだつたと思われる。 以上の理由から、鳥取県議会において、規則における代決権限行使の適切な運用について、地方自治法第125条の規定に基づき、鳥取県執行部に求めていただきたい。 ▶陳情事項 鳥取県事務処理権限規則における代決権限の適切な行使・運用を行うこと。		

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 24 (30. 9.18)	総 務	日本国憲法の改憲に係る慎重な議論を求める意見書の提出について ▶陳情理由 8月12日、安倍晋三首相は、山口県下関市内で開かれた講演で、憲法改正について「いつまでも議論だけを続けるわけにはいかない。自民党としての憲法改正案を次の国会に提出できるよう、とりまとめを加速すべきだ」と述べた。秋に予定される臨時国会での提出を明言したのは初めてである。 安倍首相は、「自衛隊を合憲」とする憲法学者が少数にとどまる現状などに触れ、「こんな状況に終止符を打つ。すべての自衛官が誇りを持って任務を全うできる環境を整えることは、今を生きる私たち政治家の責任だ」と重ねて語り、憲法第9条への自衛隊明記に強い意欲を示した。 一方、9月20日に投開票が行われる自民党総裁選には、連続3選を目指す安倍首相と石破茂元自民党幹事長（自民党鳥取県連会長）が立候補を表明しているが、安倍首相の対抗馬である石破氏は8月10日の出馬記者会見で、憲法第9条について「（自衛隊を）憲法違反だと言っている学者がおり、それが教科書に記載されるので変えるということが優先順位が高いとは私は思いません。それよりも合区の解消であり、（中略）政府の国民に対する説明責任であり、多くの党のご理解を得、そして国民のご理解を得られるものはたくさんあると思っています。」として、自衛隊は違憲と言う学者がいるから憲法第9条を変えることは優先順位が高いとは思わない旨、述べている。また、ブルームバーグの報道によれば、8月29日の講演でも、自衛隊に関わる憲法第9条の改正について、「大変な努力が必要。国民の理解なく9条を変えていいとは思わない」と指摘した。 実際、NHKが2018年4月13日からの3日間、全国の18歳以上の男女3,480人に対し、コンピューターで無作為に発生させた固定電話と携帯電話の番号に電話をかけるRDD（ランダム	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		・デジット・ダイヤリング) という方法で憲法改正に関する世論調査を行い、このうち1,891人から回答を得たが、ここにおいては改正の必要があると述べたのは29%にとどまり、改正する必要はないと思う、どちらともいえない、わからない・無回答を合わせると71%と、圧倒的に後者が多い状況にある。 そもそも、日本国憲法第99条において「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とされており、国会議員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う。もっとも、憲法改正は、それ自体が憲法上許容されている正規の手続で（憲法第96条）、国民的に憲法改正の機運が高まり、世論の中から「改正してほしい」との声があり、国会議員を通じ、発議するなら理解はできる。しかし、今、果たしてそういう声があるかどうかである。 自民党鳥取県連の会長である石破氏も「憲法9条を変えることは、優先順位が高いと思わない」旨を発言している重要な事実を踏まえ、鳥取県議会として、憲法改正については国民的合意を踏まえて慎重に議論すべきことを、国に対し、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出するようお願いする。 ▶陳情事項 日本国憲法の改正に関して、国民的合意の有無を踏まえて慎重な議論を求めることについて、鳥取県議会から国に対して地方自治法第99条に基づく意見書を提出すること。		

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 19 (30. 8. 9)	生活環境	打吹公園動物舎のカイウサギの怪我と飼育方法について ▶陳情理由 倉吉市の打吹公園に闘争で目が潰れ、明らかに獣医師の診察が必要な雄のカイウサギがいる。しかし、倉吉市建設部管理計画課の「大型動物以外の動物には獣医師の診察は必要ない」という方針により、このウサギに対する獣医師の診察・治療が行われていない。 このカイウサギは、今年5月ころから目が潰れていたが、衛生面の維持が難しい飼育環境にあることも影響してのことと思われるが、今年7月になって怪我の部位が化膿してさらに症状が悪化している。 また、打吹公園のカイウサギの飼育環境は次のとおりである。 (1) ウサギの健康管理に必要な干し草が設置されていない。 毛玉症や胃腸内鬱滞、不正咬合の予防のため干し草の常時設置が必要である。現状は、「飼い主は、その飼育する動物について、疾病の予防等の健康管理を行うこと」とする鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第3号違反のおそれがある。 (2) ウサギ小屋の清掃は一日2回だけであり、衛生面で厳しい時間帯が多々見受けられる。清掃回数の増加と徹底が必要である。現状は、「飼い主は、その飼育する動物について、汚物及び汚水を適正に処理し、飼育施設の内外を常に清潔に保つこと」とする鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第4号違反のおそれがある。 (3) 他の作業もあり動物ばかりに手が回らないことを理由にウサギ小屋の衛生面がないがしろにされる傾向がある。飼育員を増やすか展示動物の削減（今後新しく導入や引受けをしないなど）による衛生面の負担軽減化が必要である。現状は、「飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員	個人 (東伯郡北栄町)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		数に見合ったものとする」とする動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（環境省告示）第5条第1号イ違反のおそれがある。 （4）目が潰れて明らかに獣医師の診療を必要とするウサギがいるが、大型動物以外の動物は診療しない方針を理由に放置されている。その結果、怪我の部位が化膿して症状が悪化している。種による対応の差別を止めて、全ての展示動物への平等な配慮が必要である。現状は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第2項違反の罪による100万円以下の罰金刑にも該当する。 このようにカイウサギの飼育方法自体が法律や条例に反していると思われるところもあることから、これらの法律や条例を踏まえ、倉吉市には、動物愛護に対する意識を向上の上、声なき動物が快適に安心して暮らしていける取組をしっかりともらいたいと思っている。 ▶陳情事項 1 打吹公園のカイウサギ飼育状況について、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目に違反していないか、鳥取県の動物愛護担当職員による立入調査を実施すること。 2 鳥取県の動物愛護担当職員から倉吉市等の関係各所に対して、打吹公園の展示動物の適正飼育や環境改善に関する指導を行うこと。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 21 (30. 9.11)	福祉保健	精神障がい者の交通運賃割引制度について他の障がい者と同様な適用を求めることについて ▶陳情理由 現在、鳥取県内においては、身体障がい者及び知的障がい者に対してタクシーの運賃が1割引となっているが、精神障がい者に対しては適用になっていない。また、鳥取県内発着の高速路線バス及び定期観光バスの運賃についても、身体障がい者及び知的障がい者に対しては半額の割引があるが、精神障がい者に対しては適用外となっている。 精神障がい者も他の障がい者と同様に自家用車で通院や外出ができる者は少なく、親も高齢となり、移動手段にはタクシーが必要となっている。鳥取県内でも一部の町では、公共交通の補完として高齢者と障がい者に対してタクシーチケットが支給されているが、適用範囲は当該の町内に限られている。 また、精神障がい者には、障害年金を主な収入として地域で暮らす者も多いが、経済的なゆとりもないため、運賃割引の対象外とされているＪＲ（鉄道）の利用も難しく、県外に出向くことができない生活をしている。 そもそも、平成18年10月から精神障害者福祉手帳には原則として顔写真を添付することとなっており、精神障害者福祉手帳を用いて本人確認をすることが可能になったのであるから、これらの運賃割引の対象から精神障がい者を除外する根拠はないと思われる。 平成26年2月、我が国でも障害者の権利に関する条約（国連障害者権利条約）が発効し、平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行された。これらのことから、精神障がい者を障害者福祉制度から除外することは法の理念・条文に照らして許されない。 障害者差別解消法第3条は、「国及び地方公共団体の責務」として「この法律の主旨にのっとり、障害を理由とする差別の	鳥取県精神障害者家族会連合会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」としている。 以上の理由から、次の事項について陳情を行うものである。 ▶陳情事項 1 精神障がい者についても、他の障がい者と同様に、鳥取県内におけるタクシーの運賃を1割引にすること。 2 精神障がい者についても、他の障がい者と同様に、鳥取県内発着の高速路線バス及び定期観光バスの運賃を半額にすること。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年ー 22 (30. 9.18)	生活環境	消費者行政の拡充を求める意見書の提出等について ▶陳情理由 (1) 消費者被害の多発と消費者の不安 近年、食品の安全・表示の適正を揺るがす食品偽装表示事件が多発している。その他にも、いわゆるグレーゾーン金利による過払い利息問題、多重債務被害、投資詐欺、架空請求・振り込め詐欺など、消費者被害が相次いでいる。 全国消費生活センターに寄せられる苦情相談件数は、1995年（平成7年）が274,076件であったものが、1998年度（平成10年度）には415,347件、2002年度（平成14年度）には873,663件、2006年度（平成18年度）には1,097,117件と大幅に増大している。2014年度の相談件数は、約95.5万件で、ほぼ横ばい推移も、依然として高値である。 鳥取県においても、平成29年度の県消費生活相談窓口への相談件数は3,500件で、前年度比11.79%（369件）増加した。また、市町村消費生活相談窓口への相談件数は3,556件で、前年度比35.11%（924件）増加した。県・市町村の相談を合計すれば7,056件と、近年相談件数が増加傾向にある。 こうした消費者被害の増大は、健全な市場経済の発展に悪影響を及ぼすものである。 (2) 国の消費者行政推進と地方消費者行政の位置付け ア 消費者行政推進会議の提言 政府は、消費者庁の設置に先立って、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者行政推進会議」を設置し、「消費者行政推進会議取りまとめ」を発表した。 この取りまとめは、「地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていく必要がある。このため、新組織（消費者庁）の創設と併せて、地方の消費者行政の強化を図ることが必要である」と、	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		地方消費者行政の重要性を明示している。自民党消費者問題調査会の提言も、「地方消費者行政の充実」、「相談窓口の一元化」を重要課題として位置付けている。 イ 地方消費者行政の予算面の現状 地方の消費者行政の状況を見ると、予算は削減され、総じて弱体化している。そのしわ寄せとして、消費生活専門相談員の人員削減・非正規化など、日々めまぐるしく変わる消費者問題に対処するには、必ずしも十分な状況とはいえない。消費者安全法で、都道府県等に消費生活センターの設置義務が規定されたが、地方の消費者行政を充実させるためには、消費生活センターを一元的な消費者相談窓口と位置付け、これに対し、国は相当の財源確保に努める必要がある。一方、地域ごとの消費者行政は自治事務であり、地方自治体自らも、消費者行政部門に予算、人員の重点配分をする努力も不可欠である。 ウ 消費者基本法の規定内容 地方自治体は、消費者から寄せられる苦情相談を専門的知見に基づき迅速かつ適切にあっせん処理することが求められ（消費者基本法（昭和43年法律第78号）第19条第1項）、また、国及び都道府県は、消費生活相談員の人材の確保及び専門性の向上に努めることが求められている（同法第19条第2項）。ところが、近年、消費者トラブルが増大しているにもかかわらず、地方消費者行政の予算・人員は十分とはいえず、消費者相談窓口は、消費生活相談員の配置人員の不足や専門的研修の不足などの問題が生じている。 人員や予算面などの制約から、単独の相談窓口は持たない自治体すら存在し、たとえば倉吉市では、広域連合や県と共同設置する中部消費生活相談室に業務を委託している実態もある。 （3）消費者教育の必要性 県においても、これまで、消費者や児童・生徒などに対し		

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		て消費者教育の推進をしており、その努力に敬意を表するものであるが、上述のように、事実として相談件数が増加している実態があり、最近では、いろいろな態様の特殊詐欺被害が県内でも出ている。「金と銀のプロジェクトに参加するだけで、毎日1万円収入の最低保証」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する相談も寄せられているようである。 こうした事態を踏まえ、相談体制の構築はもちろん、まずそもそも、消費者自身が特殊詐欺などに引っかからないようにするための消費者教育のさらなる充実が必要であり、当局における消費者啓発活動の充実（インターネットでも啓発や出張講座など）、学校教育における児童生徒に対する消費者教育及び金融リテラシー教育（金融経済教育）の充実などによって、こういった消費者被害撲滅のための取組をさらに推進してもらいたい。 ▶陳情事項 1 鳥取県において、消費者相談窓口及び消費者行政の機能を拡充・強化すること。 2 鳥取県において、学校教育の現場における消費者教育を推進すること。 3 地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切に消費者相談をあっせん処理ができるよう、地方消費生活行政の体制・人員・予算を拡充・強化するための予算措置を充実させ、日々めまぐるしく変わる消費者問題に対処できる体制を構築することについて、政府及び国会に対し意見書を提出すること。		

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 16 (30. 7.10)	県土整備	西日本豪雨災害に係る対応及び意見書の提出について ▶陳情理由 報道されているように、西日本を襲った記録的豪雨によって、各地で土砂崩れや洪水被害が起き、7月10日時点では13府県で死者132人、心肺停止3人、行方不明や連絡が取れない人は74人に上るといふ。鳥取県でも、大雨が原因と見られる無念な知らせが聞かれた。まず、この度の被害に遭われた方に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げる。 この度、日本の広い範囲における長時間の降雨は、台湾から沖縄付近の海で7月3日から6日にかけて発生した大量の温暖な水蒸気を含んだ空気が南西風に乗って北東方向に進み、本州付近に停滞していた梅雨前線に供給され続けた結果、前線が活発化したことによるものである。海外メディアを見渡しても、この度の大雨は、写真とともに未曾有のものだと報じられていた。 この陳情を起案している7月10日、梅雨明けした被災地は各地で真夏日になった。72時間の救命ラインを過ぎ、食糧・水不足による体力低下が心配される。広い範囲で断水や停電が続いており、大量の泥や水も、消防や自衛隊による救出活動を困難にしている。各地で救助活動をされている方、ボランティア活動をされている方には頭が下がる思いであり、一日も早い復旧を心から祈る次第である。 この度の災害では、鳥取県でも、因美線の土砂崩れによる運休、国道373号の崖崩れ、鳥取道の時間雨量超過による通行止めで多くの人に影響が及んだ。米子道でも通行止めが発生し、物流網が麻痺し、マクドナルドやはなまるうどん、丸亀製麺など大手チェーン店では、材料を調達できず、休業したところもあった。セントラルキッチンや、県外に材料を頼る弱さが露呈した形である。コンビニエンスストアやスーパーマーケットでは、パンや生鮮食品を中心に品切れが続出し、まさに鳥取県が陸の孤島状態になった。	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		鳥取市吉成南町でも、清水川の排水ポンプが稼働せず、地域住民は82棟が床上ないし床下浸水の大きな被害を受けた。 そのような中、平井知事が、岡山・広島両県の支援に向け、鳥取県が中心となってセンター機能を担ったり、9月定例会を待てないと補正予算を専決処分する構えを見せたり、被災者の気持ちに寄り添おうとされている点は、大変に評価されるべきだと思う。鳥取県のヘリコプターが被災地で人命救助をしている姿も新聞報道されていて、本当に誇れることだと思った。 このような甚大な被害を踏まえ、次のとおり陳情する。 ▶陳情事項 1 鳥取県として、鳥取県内のハザードマップによる被害想定 の適切性を改めて評価するなど、その妥当性等を再点検する こと。 2 鳥取県として、鳥取市吉成南町における洪水被害について、 予備ポンプの増設など災害に強い町への取組を進めるととも に、公の営造物の瑕疵による被害として被災地域への補償・ 助成を検討すること。 3 岡山県倉敷市真備町をはじめとする甚大な被害地域に対する 格別の財政支援、被災者の住居確保等に係る手当の拡大を 求める意見書を、鳥取県議会から国に対して提出すること。		

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年ー 17 (30. 7.10)	警 察	スマートフォンを使用した運転行為の根絶について ▶陳情理由 当局の尽力にもかかわらず、自動車運転中のスマートフォン等の使用がなくなる。耳に当てて通話するだけでなく、メール等を打ちながら運転する器用な者もいて、他車にとっては本当に危険で迷惑でしかない。道路交通法においても禁じられているところであるが、このように危険な運転がなくなることを踏まえて、鳥取県議会として、鳥取県当局に対して抜本的対策を行うよう求めている。 警察を激励し、スマートフォンを使用した運転は駄目という鳥取県民の意思を強く示すため、鳥取県議会として、是非、採択をお願いする。 ▶陳情事項 鳥取県として、スマートフォンを使用した運転行為を撲滅するための対策をとること。	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－23 (30. 9.18)	危機管理	島根原発 3 号機に係る原子力規制委員会における審査申請について ▶陳情理由 9 月 4 日、原子力規制委員会が新規稼働の中国電力島根原発 3 号機（出力137万 3 千キロワット）が原発の新規制基準に適合するかを確認する審査会合を初めて開いた。そこで原子力規制委員会は、中国電力の申請内容の不備を指摘し、修正するまで審査できないとの見解を伝えた。それを受け、中国電力は、再稼働を目指す島根原発 2 号機（出力82万キロワット）の審査を優先するよう求めるとともに、3 号機の申請を取り下げず、2 号機の審査が進展した段階で申請書を修正する考えを示した。 審査には、原子力規制委員会からは原発の設備面と地震・津波対策を担当する委員 2 名ら計16名が出席するとともに、中国電力からは北野常務ら15名が出席し、3 号機の設備、地震・津波の想定評価、安全対策などの概況や申請内容を説明した。テレビ報道によれば、原子力規制委員会は、地震や津波などのデータが 2 号機のデータ（2013年申請時）と同じだったことなどを問題視し、「審査できるものを申請していただかないと、そもそも審査できません」と突き返したそうである。国民や県民の安全性に関わる審査申請であるのに、データを流用すること自体、中国電力は審査申請を軽視していると思われる。 鳥取県は、先日、知事や議会が審査入りを認める考えを表明した。原子力規制委員会に送り出した中国電力の申請内容は、こういった形で、そもそも一見して審査に値しないものだった。 これを受け、平井知事は、9 月13日の記者会見で次のように述べている。 「私どもはこの点について、私ども自身も何か当惑を覚えていたわけですね、最初に、5 月に今回〔島根原子力発電所 3 号機〕の〔新規制基準〕適合性〔審査〕申請をするということがきたわけですが、我々実は説明を聞き始めていた段階であり	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		まして、米子、境港の両市長も現場に初めて〔島根原子力発電所に〕入って3号機を見ていた直後に今回、この適合性申請をするという連絡がきたわけでありまして、率直なところでいえば、中国電力さん何をそんなに急いでおられるのかなという印象を当時持ったものであります。多分、〔原子力〕規制委員会の委員の皆さんも同じような感覚を持たれたんじゃないでしょうかね。今、2号機の審査をしているんじゃないかというのが多分〔原子力規制〕委員会の委員の先生方の根っこにあって、それでその2号機の申請で議論されていることが、じゃあ、3号機の審査に反映されているかということ、要は2号機連動で書いてあったもんで2号機の基準に判定結果でこれ直っていくんですよみたいな説明をしたそうなんです、それだったら2号機出してからで、よかったんじゃないのということにもなったのかもしれないですね。」 「私どもは国のほうにも要望にいきましたけども、安全が第一義でございますので、そうした意味で厳格な審査をしていただきたいと思います。」 「先ほどちょっと申し上げたとおり、実は、今回はその中身の検証は規制委員会の審査後に先送りをしているわけですね。ですから、検証チームで全てもうこれ大丈夫ですよとか言って送り出したわけでは全然ないわけです。むしろ疑問もありますねっていう中でそこは先送りしているということでありまして、ある意味、そこは機能しているということになっているんじゃないかなと思っています。ただ、いずれにしましても、今ステージは規制委員会のほうに行っていますので、検証チームといたってこれ素人の集まりですから、それで、我々も顧問さんも招いてやっているわけでもありますけども、規制委員会がやはり当代一流の学者を集めてやっているわけでありまして、あちらのほう〔原子力規制委員会〕のやはり専門家の審査というのは、決定的に重要ではあると思います。したがって、あちら〔原子力規制委員会〕でまず見ていただいて、それで、我々の目線でも		

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		さらにもう一度見て、国のほうの規制委員会の考え方が果たして妥当なのかどうかということをもう1回見させてもらおうと、これが一番丁寧なやり方だと思っております、今後も規制委員会の審査を見守っていきたいと思っています。」 以上のような経緯を踏まえ、次のとおり陳情する。 ▶陳情事項 1 国に対し、島根原発2号機及び3号機の新設や再稼働に係る厳格、慎重な審査を今後も求め続けていくこと。 2 中国電力に対し、現在出されている島根原発3号機に係る審査申請について、最新の知見・数値に基づくものを提出し、そもそも審査に能う審査申請をするべきことを求めること。		

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－ 25 (30. 9.18)	地域振興	沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう日本政府に求める意見書の提出について ▶陳情理由 沖縄県は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐり、7月27日、翁長雄志知事（8月8日死去）が記者会見を行い、仲井真弘多前知事による辺野古沿岸部の埋め立て承認を撤回する意志を表明し、沖縄県は撤回の手續に入っている。 沖縄県は撤回の理由として、沖縄防衛局が環境保全対策を示さずに工事に着手するなど、事業者の義務に違反していることなどを指摘するとともに、沖縄防衛局が実施した地質調査で、辺野古の地盤が極めて軟弱であると判明したことなどもあげている。 これに対して、政府は賠償金請求や撤回取消訴訟の提起など、法的措置で対抗する構えである。 政府が辺野古新基地をすすめる唯一の法的根拠は、2013年の仲井真前知事による「埋め立て承認」である。翁長知事は、2015年に仲井真前知事の「埋め立て承認」には法的な瑕疵があるとしてこの「承認」を取り消した。しかし、政府は沖縄県の声に耳を傾けることなく、工事の強制着工を進め今日に至っている。 こうした経過の中で、沖縄県は公有水面埋立法で定める知事権限を行使して前知事による「埋め立て承認」を撤回する意志を示しその手續に入った。沖縄県のこの決断は、沖縄県民の多数によって支持をされている。政府は、主権在民の憲法原理と1999年の地方自治法改正の本旨に沿って、沖縄県の撤回の意志を尊重すべきである。 以上の趣旨に基づき、次の事項を陳情する。 ▶陳情事項 鳥取県議会から政府に対し、沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志」を尊重するよう求める意見書を提出すること。	沖縄と連帯するとつとりの会	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

